

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和元年12月2日(月)  
開会 午後3時  
閉会 午後3時20分  
場所 みよし市役所 301会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務部部長(書記長)	村田 信光	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部参事(書記)	本田 靖	総務課主事(書記)	横田 竜一
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主事(書記)	三宅 望
総務課副主幹(書記)	塚崎 仁		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告)

(2) 選挙人名簿定時登録(令和元年12月)について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(3) その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
小野田書記	<p>それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について書記より説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>議題（1）専決処分について、事務局より説明いたします。</p> <p>1 ページ目を御覧ください。まず、御覧の表の上段に記載の方は在外選挙人名簿の登録を、下段に記載の方は在外選挙人名簿への登録の移転を行った方となります。在外選挙人名簿の登録の方は、海外に転出した後に滞在先の在外公館に在外選挙人名簿の登録の申請をした方となります。こちらの方は、みよし市の選挙人名簿への登録者でありましたが、海外に転出し、外国に住所を定めてから在外選挙人名簿への登録までに4箇月を経過し、みよし市の選挙人名簿から抹消された後に、みよし市の在外選挙人名簿に新たに登録されることとなります。</p> <p>一方で、下段の方は、みよし市の選挙人名簿への登録者であり、出国時に転出届をした際に、在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、転出後4箇月を経過する前に海外に3箇月以上お住まいであることが確認されたのちに、みよし市の選挙人名簿から、みよし市の在外選挙人名簿に登録を移転することとなります。出国後に在外公館で申請を行う場合と、出国時に申請を行う場合とで取扱いが異なることとなりますが、今回登録を行う2名の方がみよしの在外選挙人名簿に新たに名前が記載されることに違いはありません。</p> <p>2 ページを御覧ください。在外公館経由の申請のあった上段の方の被登録資格について確認をさせていただいた結果ですが、①が在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと。②が申請時に年齢が満18年以上であること。③が日本国民であること。④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上申請人が住所を有していること。これら7点について本籍地の市区町村長に確認させていただきました。その結果、全ての</p>

	<p>被登録資格を満たしていることが確認できましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録をさせていただきました。</p> <p>次に、出国時申請をされた方の被登録移転資格についてですが、①が申請時に年齢満18年以上であること。②が国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録がされていること。③が外務大臣による申請者の国外での住所が確認された意見がされること。こちらについては、申請者が申請書に記載した内容と、国外転出後に提出した在留届の内容が外務省の住所意見照会システムにて一致された場合、外務大臣により意見が述べられる仕組みとなっております。これら3点について本市選挙管理委員会にて確認させていただきましたので、公職選挙法第30条の6第2項に基づき、本市の選挙人名簿から本市在外選挙人名簿へ登録の移転をさせていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分（委員長報告）について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p>
伊豆原委員長	<p>御異議ないようですので、議題（1）専決処分（委員長報告）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（2）選挙人名簿定時登録（令和元年12月）について、書記より説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>議題（2）選挙人名簿定時登録（令和元年12月）について、事務局から説明いたします。</p> <p>資料3ページをご覧ください。こちらが令和元年12月の定時登録における資格要件となります。1、基準日は令和元年12月1日（日）、2、登録日は令和元年12月2日（月）となります。3、登録要件としましては、国政選挙の選挙権を有する者であり、かつ、住所要件のいずれの要件も満たす者になります。国政選挙の選挙権を有する者とは、年齢満18歳以上の日本国民になります。</p> <p>住所要件としては、転入の届出をした日から引き続き3か月以上、</p>

本市の住民であることが要件となる、いわゆる3か月要件と言われるもので、今回は令和元年9月1日以前の転入者がこれに該当します。また、すでに転出した者のうち、令和元年8月1日から令和元年11月30日までの間で転出した者、すなわち転出後4か月以内の者も、表示登録者として本市の選挙人名簿に登録されます。帰化した者については、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であれば本市の選挙人名簿に登録されます。

4、抹消者としましては、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。1つ目には、転出後4か月が経過した者が該当し、今回は令和元年7月31日以前に転出した者となります。2つ目には、前回の基準日から今回の基準日まで死亡した者が該当します。3つ目は、欠格事項に該当する者となります。5、その他転出者として表示される者としては、先ほど、3、登録要件の住所要件で触れた、令和元年8月1日以降の転出者、すなわち転出後4か月以内の者となります。

それでは、4ページをご連絡ください。こちらが12月定時登録の選挙人名簿登録者数となります。登録者は、男24,535人、女23,249人、合計47,784人です。参考として、下段に9月定時登録時との比較を記載しておりますが、9月定時登録時と比較して、男52人の増、女75人の増、合計127人の増となります。

5ページをご覧ください。こちらは、投票区ごとの選挙人の内訳となっております。6ページと7ページをご覧ください。こちらは、前回登録時からの増減表となっております。6ページは世代ごとの、7ページは投票区ごとのものとなっております。

8ページをご覧ください。こちらは在外選挙人名簿登録者数となっております。12月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男49人、女22人、合計71人です。前回9月定時登録時と比較して、女1人の減となっております。9ページは、在外選挙人71人の在留している国の内訳となります。

10ページをご覧ください。こちらは、登録の度にご報告させていただいている、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされており、その数は956となります。

11ページをご覧ください。こちらは、同じく地方自治法で規定されている、議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされており、その数は、15,928となります。

事務局からは以上です。

伊豆原委員長	ただ今、書記からの説明がありました。御質問等ございましたら、お願いします。
伊豆原委員長	それでは、他の御質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題（２）選挙人名簿定時登録（令和元年１２月）について、御異議ございませんか。  ＜異議無し＞
伊豆原委員長	御異議ないようですので、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和元年１２月）については、承認されたものといたします。  それでは、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。